

ベトナム関連資料

ベトナム特許法の改正事項のうち実務において重要と考えられる事項

2018年03月05日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

Ministry of Science and Technology of the Government of Vietnam によって 2016 年 6 月 30 日に発行された知的財産権法に関する **Circular No. 16/2016/TT-BKHHCN** (Circular No. 16) は、改正前の Circular No. 01/2007/TT-BKHHCN (Circular No.01) を修正すると共に補完するものです。今回は、改正前の Circular No. 01 において規定された **67** の項目のうち **49** の項目に対して、修正／補完が行われました（**発効日：2018 年 1 月 15 日**）。

今回の改正は、その多くが、ベトナム知的財産局 **NOIP** (National Office of Intellectual Property of Vietnam) において行われる審査手続等に関する問題点を解決してベトナムの知的財産権法を国際的な Intellectual Property System と協調させることを目的するものであり、ベトナムの知的財産権法を施行する上で重要な指針となるものです。

今回の改正事項のうち重要と考えられる特許関連の事項について、以下に説明します。

**【全 4 頁】**

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト>	: <a href="http://www.harakenzo.com">http://www.harakenzo.com</a>
<商標専門サイト>	: <a href="http://trademark.ip-kenzo.com">http://trademark.ip-kenzo.com</a>
<意匠専門サイト>	: <a href="http://design.ip-kenzo.com">http://design.ip-kenzo.com</a>
<法務部 facebook>	: <a href="https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment">https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment</a>
<広島事務所 facebook>	: <a href="https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima">https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima</a>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。